

大野城市 通学路交通安全プログラム

～市内通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成28年3月

大野城市

1. 本プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市でも平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、その後も毎年点検を行い、これまで安全対策を検討・実施してきました。

これからも引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うにあたり、これまでの関係機関の連絡体制を明確にするため、「大野城市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後も、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進体制

以下の関係機関で連携を図ります。

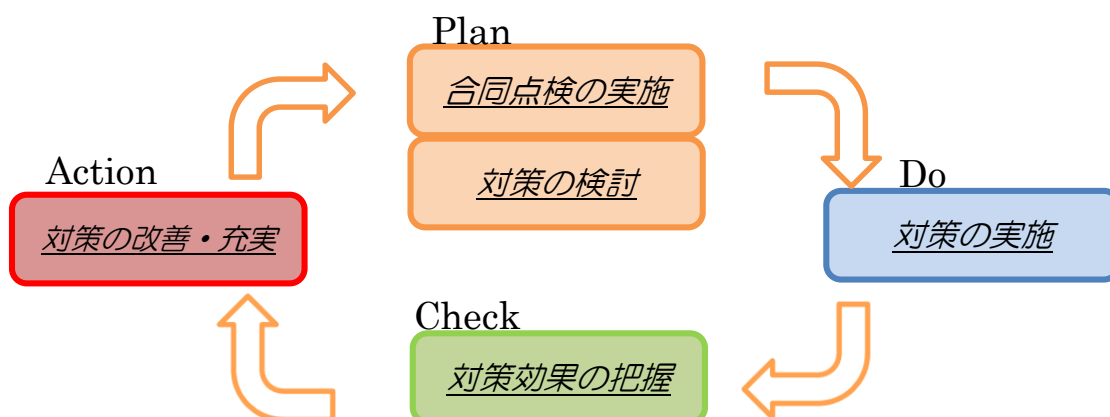
道路関係者	国土交通省福岡国道事務所 福岡県那珂県土整備事務所 大野城市建設環境部建設管理課
警察・ 安全安心等	春日警察署 大野城市危機管理部安全安心課
学校関係者	大野城市教育委員会 小学校長会代表 PTA及び保護者（必要に応じて）

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学の安全を確保するため、今後も引き続き定期的に合同点検を実施するとともに、対策実施の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施することで、通学路の安全性向上を目指します。



(2) 合同点検

○定期的な合同点検の実施頻度及び体制

- ・効率的且つ効果的に点検を行うため、事前に危険箇所抽出、取りまとめを行います。
- ・小学校毎に、1年に1回以上、学校、保護者、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。(実施時期は都度調整)
- ・学校との調整については市教育委員会、警察及び各道路管理者との調整は市道路管理者が行います。

○緊急的な点検

- ・学校等から緊急を要する対応が必要との要請を受けた時は、緊急合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった要対策箇所について、箇所ごとにハード、ソフト両面から具体的対策メニューを検討します。

- (例) ハード対策 … 歩道整備や防護柵の設置等
ソフト対策 … 交通規制や交通安全教育の実施

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係者間で密な連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策が完了した箇所において、実際に期待した効果が発揮されているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等の対策効果の把握にも取り組みます。(聞き取り調査等)

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の作成

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、市教育委員会が「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。